

○上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査
要綱

平成17年1月1日告示第107号

改正

平成22年12月6日告示第67号

平成27年10月30日告示第81号

平成28年12月28日告示第89号

上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査
要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき、上天草市が発注する物品の製造、修理又は購入に関する契約及び業務委託契約（建設工事関係に係る契約を除く。）のため行う指名競争入札（見積）（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請、方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（入札に参加することができない者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- （1）令第167条の4第1号各号のいずれかに該当する者
- （2）資格審査の申請書を提出するときまでに市税を完納していない者
- （3）資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- （4）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない
- （5）営業開始後1年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後1年を経過していないもの
- （6）上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5条）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密着関係者である者（以下「暴力団員等」という。）

（入札参加者の資格）

第3条 入札に参加できる者は、審査の結果、資格があると認めた者とする。ただし、災害発生に伴う緊急調達その他調達上必要と認めるときは、この資格によらないことがある。

（資格審査申請書の提出時期等）

第4条 入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、物品指名競争入札（見積）参加資格審

査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を、隔年の2月1日から2月末日までの期間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（添付書類）

第5条 前条の資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 資格審査調書（様式第2号）
- （2） 納税証明書
 - ア 国税について未納がないことの証明書
 - イ 県税について未納がないことの証明書
 - ウ 上天草市の市税について未納がないことの証明書（上天草市に本社、支店、営業所等がない場合は、本社の所在地の市税に未納がないことの証明書）
- （3） 販売代理(特約)店証明書
- （4） 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証する書類
- （5） 身分証明書（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）
- （6） 印鑑登録証明書
- （7） 誓約書
- （8） 使用印鑑届
- （9） その他必要と認める書類

（資格の審査等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、入札参加資格の有無について審査するとともに、その結果を物品指名競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（資格の有効期間）

第7条 入札参加資格の有効期間は、当該申請を行った年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、市長が適当でないと認めたときは、この限りでない。

（変更の届出）

第8条 第6条の規定により入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が次の表の左欄に掲げる事項に変更があったときは、直ちに物品指名競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第4号）に同表右欄に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

変更事項	添付書類
商号又は名称	登記事項証明書、印鑑登録証明書
住所	本社＝登記事項証明書 委任している支店・営業所＝委任状
代表者	登記事項証明書、委任状
委任先	委任状
代理店・特約店	追加＝代理店・特約店証明 削除＝変更届のみ
実印	印鑑登録証明書
使用印	変更届のみ

第9条 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をした場合
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した場合
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び暴力団員等である場合等、入札に参加させることが不相当であると認められる場合
- (7) 前各号のいずれかに該当する事項があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合

2 前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、速やかに物品指名競争入札参加資格取消通知書（様式第5号）により入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

（資格の承継）

第10条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうと

する者で、次の各号のいずれかに該当するものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人である者
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人である者
- (3) 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続法人若しくは合併により設立した法人又は分割により営業を承継した法人である者
- (4) 前各号の者に類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継申請書（様式第6号）に当該承継の事実を証する書類及び第5条各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の入札参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月6日告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月30日告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日告示第89号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱による改正後の上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱様式第1号は、平成29年度以後の入札参加資格審査の申請について適用する。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱第4条の規定により申請をしている者に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)